

子ども・子育て支援法第27条第3項第2号等の市町村が定める額等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月28日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第24号

子ども・子育て支援法第27条第3項第2号等の市町村が定める額等を定める規則の一部を改正する規則

子ども・子育て支援法第27条第3項第2号等の市町村が定める額等を定める規則(平成27年寒川町規則第14号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第4条中「第56条第3項」を「第56条第2項」に改める。

別表備考6各号列記以外の部分中「特定被監護者を」を「特定被監護者等を」に、同表備考6第1号中「次のア又はイに掲げる満3歳未満保育認定子ども」を「特定被監護者等のうち2番目の年長者である満3歳未満保育認定子ども」に改め、同号ア及びイを削り、同表備考6第2号中「次のアからウまでに掲げる満3歳未満保育認定子ども」を「特定被監護者(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である満3歳未満保育認定子ども」に改め、同号アからウまでを削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の子ども・子育て支援法第27条第3項第2号等の市町村が定める額等を定める規則の規定は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項に規定する特定教育・保育、同法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育、同項第3号に規定する特別利用教育、同法第29条第1項に規定する特定地域型保育、同法第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育、同項第3号に規定する特定利用地域型保育及び同項第4号に規定する特例保育(以下この項において「特定教育・保育等」という。)が行われた月が令和3年10月以後の場合における利用者負担額に

ついて適用し、特定教育・保育等が行われた月が同年9月以前の場合における利用者負担額については、なお従前の例による。